

平成 22 年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書

名古屋大学動物実験委員会

平成 23 年 7 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程（平成19年3月12日施行）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

機関内規程が適正に定められている。

4) 改善の方針

該当しない

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。
- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程
- ・全学動物実験委員会名簿
- ・各部局の動物実験委員会規程
- ・各部局の動物実験委員会名簿

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

全学動物実験委員会および部局動物実験委員会が設置され、適正に運営されている。

4) 改善の方針

該当しない

3. 動物実験の実施体制

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか？）

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程
- ・各部局の動物実験委員会規程

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が適正に定められている。

4) 改善の方針

該当しない

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 評価結果の該当する動物実験の実施体制が定められている。
- 評価結果の該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 評価結果の該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- 評価結果の該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程
- ・名古屋大学組換え DNA 実験規程
- ・名古屋大学病原体等安全管理規程
- ・名古屋大学安全衛生管理規程
- ・名古屋大学化学物質等安全管理規定
- ・名古屋大学放射線安全管理規定
- ・医学系研究科実験動物部門利用の手引き

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が適正に定められている。

4) 改善の方針

該当しない

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程
- ・各部局の動物実験委員会規程

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

各部局委員会が飼養保管施設とその実験動物管理者を把握できる体制となっている。

4) 改善の方針

該当しない

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

該当しない

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・名古屋大学動物実験委員会議事録
会議開催：1回（平成22年10月5日）
書面審議：1回

- ・各部局の動物実験委員会議事録

会議開催：5回（4部局）

書面審議：88回（6部局）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程に基づき適正な委員会活動を実施している。

4) 改善の方針

該当しない

2. 動物実験の実施状況

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか？）

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・各部局委員会から提出された動物実験計画書の審査状況や実施状況の把握に関する資料

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が適正に実施されている。

全学動物実験委員長は、各部局委員会間の審査方針の統一性を図るために、各部局の動物実験計画書等の確認を行った。

4) 改善の方針

該当しない

3. 安全管理をする動物実験の実施状況

（当該実験が安全に実施されているか？）

1) 評価結果

- 該当する動物実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料（安全管理上の事故等があれば、事故記録を対象とする）
・各部局委員会から提出された安全管理上注意を要する動物実験計画の実施状況に関する資料
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）
安全管理を要する動物実験が適正に実施されている。

4) 改善の方針

該当しない

4. 実験動物の飼養保管状況

（実験動物管理者の活動は適切か？ 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・各部局の飼養保管マニュアル

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

飼養動物数の大半を占めるマウス・ラットなど齧歯類の実験動物に加え、鳥類の飼養保管マニュアルの整備も完了した。今後は、これら以外の動物種の飼養保管マニュアルの整備についても検討が必要である。

4) 改善の方針

飼養保管マニュアルが作成されていない動物種についても作成方針を検討する事になった。

5. 施設等の維持管理の状況

（機関内の施設等は適正な維持管理が実施されているか？ 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・各部局委員会から提出された飼養保管施設の設置承認状況に関する資料
- ・各部局委員会から提出された動物実験室の設置承認状況に関する資料

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

飼養保管施設や動物実験室は各部局の動物実験委員会により適正に審査承認されている。
各部局委員会は承認後3年を目処として各施設等の設置状況を確認し、適正な維持管理に努めている。

4) 改善の方針

飼養保管施設の補修や改善の必要性について継続的に調査を行う。

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・名古屋大学動物実験講習会実施状況
(講習会実施回数：29回、講習会受講者数：411名)
- ・名古屋大学動物実験講習会資料

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練が適正に実施されている。

4) 改善の方針

該当しない

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・平成22年度の動物実験に関する自己点検・評価報告書

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

平成22年度の動物実験に関する自己点検・評価結果を本報告書にまとめ、平成23年9月を目処に名古屋大学のホームページで公開する予定である。

4) 改善の方針

該当しない

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

1) 名古屋大学動物実験委員会の構成

名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程

第8条第1号に掲げる委員：教授6名、准教授5名

第8条第2号に掲げる委員：教授1名

第8条第3号に掲げる委員：准教授1名

2) 各部局の動物実験委員会の構成

名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程

第16条による部局委員会総数：7

委員総数：46名（教授26名、准教授10名、講師1名、助教9名）

3) 平成22年度の名古屋大学における実験動物種毎の飼養保管数（別紙1）

4) 平成22年度の名古屋大学における動物実験計画書の審査状況と特に注意を要する動物実験の実施状況（別紙2）